

慶弔に関する内規

平成 24(2012)年 3 月 17 日 理事会制定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

令和3(2021)年3月27日 理事会改定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)の慶弔に関しては、この内規による。

(弔事)

第 2 条 会長は、以下の各号に該当する者の葬儀に際して、香典を支出し、また代表を派遣できる。

- 1) 本会の理事及び監事
 - 2) 本会の大会長
 - 3) 本会の委員長
 - 4) 本会の名誉会員
 - 5) (社)日本医学放射線学会等、関連学会の代表者又はそれに準ずる者
 - 6) その他、本会に多大の貢献のあった者
- 2 代表は、会長又はそれに準ずる者とする。
- 3 香典は、10,000 円とする。
- 4 遠隔地等で代表派遣が著しく困難な場合は、香典に代え弔電を送ることができる。
- 5 特に多大の貢献のあった者に対しては、供花を行うことができる。

(会誌への追悼文の掲載)

第 3 条 会長経験者等、本会の運営に特別な貢献があった者が逝去した場合、会長は理事会の決議を経て、追悼文を本会機関誌「医学物理」に掲載できる。

(慶事)

第 4 条 会長は、本会または本会と他団体との共同事業において顕著な業績があった会員を顕彰することができる。ただし、別に定める名誉会員、主体が他団体である顕彰を除く。

- 2 賞金は 10, 000 円、または賞金に該当する副賞を贈る。
- 3 前項を超える支出を要する場合は理事会の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第5条 会長は、第2条、3条または4条に該当する行為を行った場合、理事会にその内容を報告しなければならない。

(補則)

第6条 この内規の改正は、理事会の決議により行われる。